

日野市イエローチョーク作戦実施要領

令和4年10月12日制定

(目的)

第1条 この要領は、イエローチョーク作戦（以下「作戦」という。）の実施に関して必要な事項を定め、犬のフン害を減らし、飼い主のマナーアップ及び地域の美化推進に繋げることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) イエローチョーク 黄色いチョークをいう。
- (2) イエローチョーク作戦 道路上に放置された犬のフンの周囲をイエローチョークを用いて囲む丸印及び発見日時を当該道路上に記し、放置した飼い主に対し、自主的な回収を促す活動をいう。

(実施者)

第3条 作戦の実施者は、第6条に規定する届出を市に提出した者とする。

(実施方法)

第4条 作戦の実施者は、次に掲げる方法により作戦を実施しなければならない。

- (1) 道路上に放置された犬のフンの周囲をイエローチョークを用いて囲む丸印及び発見日時を当該道路上に記入する。
- (2) 前号で記入したものを、日時を変えて再度確認した際に、フンが放置されていたときは、確認した日時を追加で記入する。
- (3) フンが片付けられるまで前号に掲げる方法を繰り返す。

(遵守事項)

第5条 作戦の実施者は、次に掲げる事項を遵守して作戦を実施するものとする。

- (1) 前条の実施方法に従うこと。
- (2) 私有地では作戦を実施しないこと。
- (3) 自動車、歩行者等の通行の妨げとならないよう注意して実施すること。
- (4) 作戦を複数名で実施する場合には、他の参加者に対し前各号に掲げる事項を説明し、

遵守させること。

(5) 作戦の実施にあたり、市長の指示に従うこと。

(届出)

第6条 作戦を実施しようとするものは、日野市イエローチョーク作戦実施届出書（別紙様式。以下「届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

(受付)

第7条 市長は、前条の規定により届出書を受理したときは、当該届出をしたものに対し、イエローチョーク等の物品を配布する。

(市の責務)

第8条 市長は、作戦の円滑な実施に資するため、本事業の目的、実施方法等について広く周知しなければならない。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和4年10月12日から施行する。